

アメリカにおける公教育と宗教

龍 澤 信 彦

(北九州大学)

私の報告のテーマはたいへん大きいものでありまして、とてもその全貌を語る準備も資格もありません。報告の内容は限定されたものにならざるをえません。

アメリカのいわゆる政教分離の原則の意味内容は主として教育と宗教との関係で起こった諸事件を通じて明らかにされてきたということは周知のことですが、政教分離に関する事件は、宗教学校に対する財政援助に関する事件と公立学校における宗教教育もしくは宗教行事に関する事件との二つのグループに分けることができます。今日の報告では後者すなわち公立学校における宗教教育ないし宗教的活動に関する諸事件を主として取り上げ、その歴史的な背景に触れながら、公教育と宗教をめぐる論争、対立の中で、連邦最高裁判所が、どのような判例法理を形成してきたのかについて、若干の指摘を試みたいと思います。ちなみに、別表の①から④の諸事件については、熊本信夫教授の「アメリカ合衆国における政教分離の原則」の中に、宗教に対する精神的な援助の問題として、詳細な判例研究が収録されております。それから、どうしてもこうした公教育の世俗化の問題の背景として、教会ないし社会の世俗化とい

う問題が考究されなければなりません、この点に関しては、相沢久教授の「近代国家における政治と宗教」の中に、貴重な指摘がなされていますので、ご紹介申し上げます。

一 アメリカの公立学校は、一言で申しますと、宗教学校を母体として発展してきたと言うことができます。アメリカの最初の公立学校は、一六三五年にボストンのタウンミーティングによって設立され、一六四二年のマサチューセッツの法律によって最初の義務教育制度が確立されることになりました。こうして発足した公立学校は、なんともいっても聖書を読み、宗教の教理を学習する能力を養うというところにその主たる目的があつたのであります。タウンの住民の税金で維持されるという形で発足したニューイングランドの公立学校には、いわばタウン政府と教会との一体化が見られ、これが、やがて教会や宗派から分離されて世俗化の道をたどり、今日のアメリカに一般的に見られる公立学校制度の基盤となつたのであります。これは、ヴァージニアおよびその南の諸植民地、及びニューヨークを含む中間的な地帯の諸植民地などとはちよつと性格を異にしますが、これらについての説明は割愛させていただきます。

ところでアメリカの公教育は、次の諸要素、すなわち、税金で維持される教育、親が子供を通学させることを法的に義務づける制度、さらに公教育は世俗的でなければならない、という三つの要請に支えられているということがあります。ことに三番目の公教育は世俗的でなければならない、という要請が実現されますには、たいへん大きな努力と長い時間がかかっております。たとえば最近でも、今年の一月に、アーカンソー州で、クリエーション・サイエンス——いわゆるファンダメンタリストの教義がその背景にあります——を公立学校のカリキュラムの中に導入するための法律の合憲性が争われたケースで連邦地方裁判所が違憲判決を下して大きな論議を呼びましたように、今日でも種々の問題が残されています。

アメリカにおける公立学校の世俗化を語ります時に、マサチューセッツで一八三七年に初代の教育長となり、公立学校の世俗化のために非常な苦勞を致しましたホリス・マンの名前を先ず挙げなければなりません。しかし、彼が登壇するまでにすでに公教育の宗派からの分離を容易ならしめる下地が用意されていました。互いに競争意識を持ち、警戒心をいだき合う多くのセクトが存在していたということ、及び商業の発展あるいは、ナショナルリズムの興隆などが、特定の宗派の支配力を弱め、経済生活、市民生活あるいは政治生活に役立つ教育というものを求めさせる要因となっていたこと、また十八世紀の終り頃までに、一般にアメリカ人の生活の中に合理主義、ヒューマニズムあるいはユニテリアニズムなどが浸透していったことなど、いくつかの要素が指摘されています。そうしたところに、ホリス・マンが登場したのであります。マサチューセッツの一八二七年の法律は、各地方教育委員会に公立学校のテキストの選択権を与えるものでしたが、そうした選択にあたって特定の宗派の教義を優遇することを禁止していました。ホリス・マンはこの法律を厳格に執行しようとして、無神論者、宗教の敵視、あるいは学校からの神と宗教との追放だなどの批判を浴びることになります。しかし彼は、宗派と公教育を分離しようとしたのであって、必ずしも一切の宗教的な要素を排除しようとしたのではなかったのであります。コメントなしの、解釈・注釈なしの聖書の朗読や学習、聖書のみをもって聖書を学ばせるような宗教教育は容認されるという考え方を持っていました。しかし、聖書には、いうまでもなく、プロテスタントの聖書とカトリックの聖書とがあり、聖書はキリスト教内部でも共通の要素とならないものでした。したがって、公教育に聖書を導入することは、プロテスタントが多数派として支配したニューヨーク州地方においては、カトリックにとって、またユダヤ教徒にとっても、大きな問題となったのであります。公立学校の世俗化は、こうした問題を残しながらも十九世紀の終りには、基本的な点では一般的な合意が得られるに至りました。すなわち公教育に対する教会や宗派からのコントロールを排除し、公立学校における特定の教義や信条

の教育は許されないといい点についての一般的な合意が、この時期にだいたい出来上がったということであります。各州の憲法あるいは法律は公立学校の宗教教育を禁止し、そして州の裁判所もだいたい同様の態度を示すに至ったのであります。しかしその後も公立学校の宗教教育に対する責任を肯定する立場とこれを否定する立場との対立は続いてきており、今日でもそうした対立がなお継続してゐるのであります。

前者の肯定的立場は、主な論拠として、たとえばアメリカ人は宗教的な国民であると規定して、宗教的な伝統あるいは国民の宗教的特質というものを強調します。また、宗教教育は人格形成とくに道徳心を養うのに必要であるということ、あるいはキリスト教と文化あるいは文明一般との間に密接な関係のあることを指摘し、さらに、公立学校における宗教教育の否定は、宗教が悪しきものであるということを肯定することになり、宗教に対する一種の有罪宣告になる、という考え方も述べています。それから公立学校で一つの宗派に限定せずいろいろな宗教や儀式を紹介することが宗教的な寛容の心を子供に植え付けることになるということも主張されています。

これに対して、公教育と宗教との厳格な分離を主張する立場には、絶対的な分離、すなわちあらゆる宗教、宗派の信者または無信仰者の支払う税金によって維持されている公立学校は、間接的であるにせよ、宗教教育に利用されてはならないとし、さまざまな宗教信仰をもつ人たちが、あるいは無神論者もが、納税者として公立学校を支えているのだということ強調して絶対的な分離を主張する立場や、宗教はプライベートなものである、したがって政府もしくはその機関が宗教と関係をもつべきでないということがアメリカの伝統であるとする立場があります。また公立学校制度を宗教のために利用するということは、宗教間・宗派間に分裂をもたらし、それがやがて社会的、政治的なトランプルにまで発展すると、民主主義の健全な政治過程が非常に乱されることになるという考え方もあります。また次のような批判もみられました。公立学校が人格的、道徳的な教育について何もしていないということを立証できるの

か。公教育に宗教を持ち込もうとする立場の人たちが要求する程度の宗教的なものを導入したところで、それが生徒の道徳性を高めることになるであろうか。それだけでなくも授業時間数が非常に少ないところに中途半端な宗教教育を持ち込むのはどうであろうかと。それから公立学校制度に援助を求める教会は、そのことじたい自らの力の不足を示すものであるという批判もあります。

公立学校が教会もしくは宗派のコントロールから解放された後においても、公立学校に宗教教育を導入しようとする側からのプレッシャーには無視出来ないものがありました。そうした肯定的な立場をとる諸勢力の中で最大の影響力をもつカトリック教会の動きに対して非常に敏感であるプロテスタント勢力にしても、公教育に宗教的なものを導入するという事に必ずしも反対ではないのであります。しかし、かつて公立学校に対するプロテスタントの支配に反対したカトリックが、のちに公教育に関与しようとする、プロテスタントがこれに反対する。カトリック教会は、カトリックの児童をプロテスタントの宗教教育や宗教行事に参加させないという立場をとり、カトリックの児童のために公立学校にカトリックのドグマやカトリックの聖書を持ち込むことを要求することもありました。もちろんプロテスタントはこれに反対したのであります。こうした、いわば宗教的な力学関係といったものが公立学校のあるいは公教育の世俗化を推進させた、無視できない要因であるといえます。

ところで公立学校の世俗化、あるいは教会や宗派からの分離というものは、ことにプロテスタントにとっては痛手であったことはいうまでもありません。これに対して、子供の宗教教育は家庭や教会においてなされるべきだし、それで十分ではないかという意見もあります。しかし、これは、実はきれいごとであって、実際の家庭生活の変化、たとえば日曜日を宗教的に過ごす——聖日を守る——ということよりは、娯楽的に過ごしながらその中にちよっぴりでも宗教的なものを残しておくといった方向への変化、それから親自身が世俗化し、子供の宗教的な情操を育てるとい

うことについてみずからの責任を放棄しているというような傾向が、一般的になってきているといわれます。子供の教会離れ、子供の日曜学校離れというものは宗教団体にとっては非常に大きな問題で、したがって二十世紀に入ってからふたたび反動がやって来るのであります。

二 一九一三年にインディアナ州のギャリーという町で採用されました免除時間制 (released time system) すなわち、宗教教育を受ける生徒には正規の授業への出席を免除するというシステムですが、カトリックはこれに最初反対しておりましたが、一九四〇年頃までに転向して熱心な支持者となり、カトリックがむしろ主たる受益者となっていくという変遷の中で、二〇世紀の中葉には、ほとんどの州でこうした制度が見られるに至ったのであります。

この制度は時間割の中に宗教教育を組み込んで、これに参加する生徒には授業を受けることを免除するが、不参加者には世俗的な教科を学ばせるといふ義務を課するものですが、このような義務は不参加者を宗教教育へと強制するための手段になっていると考えられます。もちろん親の書面による同意に基づくものでしたが、実質的には、不参加者には授業への出席が免除されないという仕組みの中にみられる強制の要素に依存する計画であるといえます。別表の判例①と②とはこの問題に関わるケースです。第一のマッコラム事件では学校の中で、第二のゾラク事件では学校の外でなされた宗教教育の合憲性が審査されたのですが、前者は違憲、後者は合憲と、宗教教育のなされた場所が学校の内外外ということによってこのように結論が別なものになっていることからして、後者の論拠に多少不合理なものがみられることは当然と思われれます。

マッコラム事件では、イリノイ州のある郡の教育委員会が、プロテスタント、カトリック、ユダヤ教のそれぞれの関係者で組織された宗教教育推進協議会なるものとの間に結んだ協定に基づく宗教教育計画の合憲性が審査されました。生徒は親の書面による同意に基づいて、毎週三〇分ないし四五分、学校の教室で、この協議会の派遣する講師に

よってなされる宗教の授業に出席し、不参加の生徒はそのまま世俗的な授業を受けることとなります。

親の同意ないし申請のための用紙の経費や講師の謝礼などについては、学校はいっさい負担してはいない。しかし、連邦最高裁判所は、本件の計画が税金で維持される公立学校制度並びに公立学校の施設を宗教の布教のために利用し、かつ宗派に対して貴重な援助を与えるものであるという理由により、この計画を違憲としました。

第二のゾラク事件では、ニューヨークの州教育法ならびに州教育長の定めた規則に基づき、ニューヨーク市の教育委員会が細則を定めて公立学校に次のような計画を実施させたのであります。毎週一時間、学校の外で、「正規に組織された宗教団体」なるものが実施する宗教教育に親の同意に基づいて参加する。不参加の生徒は居残って、学校で世俗的な教科を学ぶこととなります。連邦最高裁はこれを合憲としました。申請用紙の経費は宗教団体の側で負担し、学校の施設も使っていないのだから、宗教への財政援助という要素がみられないということを強調しました。そして同裁判所は、宗教教育を受けることを奨励することにはなるけれども、宗教教育を公立学校が引き受けているわけではない。この計画の実施は宗教団体に協力して、公の (official) ステジュール——ここでは公教育計画——を国民の宗教的要求に調和せしめるものであるにすぎないという見解を述べ、合憲としたのであります。

三 公立学校の教会や宗派からの分離というものは公教育と宗教の分離を意味しないし、そうあるべきではないという意見には根づよい支持があります。たとえば、主要な宗教や信仰に共通の核心的な要素を公立学校で教えることは、それが非宗派的な宗教のごときものであれば、特定の宗教または教義を優遇することにならないから、憲法に違反せずにできるはずだと主張されるのであります。祈禱や聖書というものが、公立学校に持ち込まれる場合、こうした考え方が基礎にあるのであります。別表の③と④の事件は、こうした背景の中から起こったものであります。前者のエンゲル事件で合憲性が審査された行事計画は次のようなものであります。ニューヨーク州の教育委員会が「全能

の神よ」という呼びかけで始まり、人間が神に依存していることの自覚と神の祝福を求めることを内容とする二七語からなる祈禱文を作り、公立学校で斉唱させるように州の教育委員会が、各地方教育委員会に勧告したものであります。この祈禱文は、確かにある範囲内では宗派に偏しない、いわば伝統的な一神教を前提とする宗教の範囲内での共通の宗教的要素を取り出して成文化したものであると言えます。この行事は毎日、始業時に世俗的教科の時間の一部を割いて、教室で教師が立ち会って、時には教師がリードして行なわれるものであります。連邦最高裁は、こうした制度の確立は、このような祈禱文に具現された信仰を政府が公式的に支持し、これに公的な地位を与えることになる。これは、宗教の国定 (establishment of religion) を禁じた合衆国憲法修正第一条に違反するという結論を示しました。

さて、マサチューセッツを除いて、一九世紀の終りには、法制の面では公立学校での聖書朗読を認める州はほとんどなくなっていたのですが、二〇世紀にはいると、一九一三年に、ペンシルヴェニア州で、公立学校において聖書朗読を行なわせる州法が制定されました。その後、諸州の法制にこうしたものが見られるようになり、一九四六年には一二州およびコロンビア特別区にこのような制度がみられました。しかし、シェンブ事件の判決が下された一九六三年の当時においては、かなり広い範囲にわたって、ある数字ではだいたい半分近くの州で、こうした聖書朗読を承認するようになっていたといわれます。

ニューイングランドの公立学校の世俗化の推進に努めたホリス・マンも、聖書朗読程度のもものは認めていたのですが、ニューイングランドにおいてはそうした背景の下で、二世紀近くにわたって、プロテスタントの多数派にとって共通の宗教的要素である聖書を基盤として、公教育がなされていたのであります。しかし、十九世紀の中葉から、カトリックの抵抗が、半世紀にわたって続きました。プロテスタントの聖書朗読にはカトリックの児童を参加させな

い、あるいはカトリックの児童のためにカトリックの聖書を公立学校に導入するというような動きがあったわけですから。これに加えて、カトリックの児童はカトリックの学校で教育させる、そのため公教育資金をカトリック学校に分け与えるべきだという主張がなされ、これが今日でも教区学校に対する援助の問題を提起しています。

カトリックの抵抗にもかかわらず、聖書は、プロテスタント諸教会にとつて共通の核心的な要素であり、宗派に偏することのないものであつて、公立学校から排除されるべきではないとの考えから、公立学校における聖書朗読が多くの州の法律によつて要求されるようになってきたのであります。

シェンプ事件では、公立学校の生徒に聖書朗読をさせ、新約聖書の中の「主の祈り」を斉唱させることが、憲法を禁ずるところであるかどうかという問題が裁判所に提起されました。ペンシルヴェニア州法と、ボルティモアの教育委員会の規則が公立学校にそうした行事を要求することが、政府の宗教的中立保持の原則に違反するかどうかを審査されました。毎日の始業時に、ホームルームとか、カウンセリングの時間に、教師の指導や監督のもとで右の行事が行なわれたのですが、これが、政府の実施せしめる宗教的な行事あるいは宗教的な儀式にあたるという判断がなされ、政府が宗教を公的に支持し、宗教に対する援助となるものであつて、中立の原則に反するとして、違憲とされました。

以上、四つの事件について、連邦最高裁の判決をみてきましたが、第二のゾラク判決と第三のエンゲル判決との間に一〇年の開きがあります。その間に、ゾラク事件の判決を記したダグラス裁判官が、エンゲル判決のときには、以前の相対主義的な立場から絶対主義的な立場への転向を示したこともみられますように、連邦最高裁は、動揺をみせながらも、エンゲル、シェンプ両事件においては、宗教の国定を禁止する憲法の条項を厳格に解釈、適用する立場をとることになります。

このような経緯にかんがみて、ゾラク事件において示された州最高裁および連邦最高裁の基本的見解をみてみます

と、先ず、セクトとセクトの間の中立を保持すればよいのではないか、特定の宗教の国教化を憲法は禁止しているであつて、国に対して信仰者と無信仰者との間での中立を要求することは、無信仰を優遇することになりはしないか、それは世俗主義の公教化である、世俗主義をオフィシャルなものにすることだというような考え方がみられます。それから、国教禁止条項は、教会と国家との厳格な絶交を意味しない、政府と宗教の協働関係を否認してはいない、そして厳格な分離はアメリカの歴史、伝統、国民性を無視するものであり、法制や公の慣行とも矛盾するという指摘もなされています。これに対して、エンゲル判決は、国教禁止条項は、宗教信仰の公的な支持、より正確には、特定の信仰や儀式に公認 (official stamp) を与えるような政府の行為を禁止しているのだという、非常に厳格な分離主義の立場を示しました。それから、シェンプ判決は、国教禁止条項は、すべての宗教に対する平等な援助をも禁止するものであるという、いわば絶対的な中立の立場を示したものと解されます。右の両判決はいずれも、国教化への危険をあらかじめ取り除いておくこと、あるいは、宗教に関しては、多数決原理の適用を排除して、宗教上の少数者を生まないようにすることが、まさに国教条項の本質的な機能であるということを強調しました。両判決に対する政界、宗教界、及び多くの国民からの批判や非難は激しいものでありました。

四 しかし、その後、連邦最高裁は、同じく聖書が関係した、次の二つの事件で、このエンゲル、シェンプの先例に従うことになりました。その一つ、エバスン事件では、公立学校において、進化論を教えることを禁止するアーカソー州法が違憲とされました。この法律の背後には、聖書の記述を文字どおりに信ずる、いわゆるファンダメンタリストの教義が存在しているというところを、裁判所は、指摘しまして、この法律の執行は、教師に特定の宗教の教義を代弁させ、教室に正統派的な信仰を支配せしめることになる、国は宗教と宗教、あるいは宗教と非宗教との間で、中立を保持しなければならないのであるが、同州法は特定の教義を支持するものであつて、ファンダメンタリストの

教義に公の地位を与えることになるとして、全員一致でこれを違憲としました。

別表⑥の一九八〇年のストーン事件では、ケンタッキー州法に基づいて公立学校の教室にモーゼの十戒のコピーを掲示する行為が問題となりました。このモーゼの十戒は、いわば西洋文明の基本的な法的規律となつているものであり、アメリカのコモンローの一部であるという大義名分の下に、モーゼの十戒のコピーを公立学校の教室の壁に掲示することが法律で要求されました。そして、このコピーの費用は主として、住民の寄付によつて賄われ、州の収入役がその寄付を集める仕事に従事しておりました。連邦最高裁は、カリキュラムにかかわりはないけれども、十戒の前半の部分は、まぎれもなく宗教的な戒律であつて、十戒のコピーの掲示行為は、目的が宗教的なものであり、それだけで違憲である。さらに公立学校に宗教的な環境をつくり、宗教的な感化力を及ぼそうとするものであるという観点よりすると、この計画は宗教を公的に支持することになるという判断を示しました。

五 一九六〇年代の始めに、連邦最高裁判所は、すでに述べましたように、エンゲル・シェンブ両判決で、政府が要求してなされる公立学校での祈禱や聖書朗読といった宗教行事を違憲としたのですが、その反動として、一九六〇年代から、七〇年代の始めにかけて、実質的には政府が推進し、学校が主導して行なうことになるのですが、公立学校において自由参加の、ないしは任意の祈禱、あるいは無言の祈禱、及び聖書朗読などが実施されるべきだという要求を盛り込んだ憲法の改正案が連邦議会に現われ、いずれも失敗に終わりました。しかし、最近また、こうした動きが出てきまして、レーガン政権の保守的な傾向と、その波に乗るいろいろな団体、たとえば、モラル・マジョリティといったような団体の運動もあり、一九七九年以降、公立学校におけるボランティアな祈禱を推進する法案が連邦議会に現われました。この法案は、憲法改正という形ではなかなか通らないから、実をとろうというわけで、議会の法律によつてその実施を要求し、そうした宗教活動を実施させることから起こってくるであろう事件を連邦の裁判所に

扱わせない、その管轄権を認めないというような条項を伴うものであります。この法案の提案者たちの考えでは、禁止されているのは政府主導型の、あるいは学校当局が推進の主体となる宗教的行事であって、ボランティアな祈禱ならば許容されるというものでした。しかしながら、生徒は、ボランティアに欠席し得るというだけのことであって、実質は、学校当局が推進主体となり、イニシアティブをとるという点では、すでに違憲とされた祈禱行事とあまり違わないものになるのであるうと思われれます。したがって、この計画に対して、強い反対の声があがっています。しかも、そうしたボランティアというような口実でもって法律を作り、しかもその実施の結果として生じる事件を連邦の裁判所に扱わせないとするこゝによつて、いわば憲法の改正と同じ効果をねらっていると考えられます。

このような動きと関連して、学生のボランティアな聖書研究会とか、宗教クラブの活動が、公立学校の中で認められるかどうかということが各地で問題となってきました。

これを肯定する立場から次のような主張がなされました。エンゲル判決が、祈禱を違憲としたのは、教育委員会や学校側が計画し、推進主体となつてなされた祈禱の斉唱だからである。シェンプ判決が違憲とした聖書朗読行事もまた同様な性格を持っている。しかし、学生のボランティアな祈禱会、聖書や宗教の学習会には、学校側が主導的に関与していないのだから、公立学校の中でなされても、それが国教条項の禁止するところとは言えないのではないか。

州憲法の多くは、公の施設や財産を宗教的目的に利用してはならないということを定め、三十数州で、こうした規定をもっています。したがって、そうしたところでは、地方教育委員会の多くが、公立学校のバイブル・クラブのミーティングなどを学校の中で行なうことを禁止しています。そのようなミーティングは、祈禱、讃美歌などがはいり、宗教儀式的な要素を帯びていることから、これを禁止する方針をとっていると多いうわげです。学生側は、授業時間外に、放課後ではないのですが、空いている教室があると、そこで聖書を読み、祈禱をし、讃美歌を歌ったりす

るようです。これについては、授業時間外に行なわれることであるし、また空いてる教室を使うくらいのこと、宗教に対する財政援助というような憲法の禁止する活動にあたるとは言えないとする意見があり、また、学園の施設の一部は、すべて学生に開放されている、いわばパブリック・フォーラムであるという見解もあります。こうした問題は、この二、三年の間、連邦法の制定をめぐって騒がれているボランタリー・プレイヤー——その実質は学校側のおぜん立てによって学生集団が行なう祈禱会といったものになりうる——の問題と重なり合う部分があるのですが、公立学校内での学生のグループによる、クラブ活動としてなされるボランタリーな宗教活動が許されるかどうかということが、政教分離と宗教活動の自由との二つの憲法的要求の調和の問題を提起しています。

別表⑦、⑧はいずれもハイスクールの事件で、連邦最高裁に事件移送命令の申請をして却下されています。⑨は大学の事件で、これは同最高裁が審査しました。

先ず、⑦のカリフォルニアのハンティントンビーチ・ハイスクール学区事件ですが、同学区は、学校が学生の宗教クラブを正式のクラブとして認めてはならないという学区の規則に従って、その活動を禁止してきましたが、ある時期になって、基本的な問題についての論議を残したまま、暫定的に宗教クラブのミーティングだけは認めよう、しかし正式承認はしないという中途半端な方針の変更をしました。宗教クラブの方では、これをいいチャンスとばかりに、正式承認を求める行動を起こし、その要求が否認されるや、問題を裁判所に持ち込みました。学生側は、クラブの正式承認、及びこれに伴う掲示板や学校新聞の利用、ミーティングのための教室の確保などの権利を要求しました。カリフォルニア州の控訴裁判所は、目的、効果、インタンダメントという三つのテストを用いました。学校側の許可なし承認という形式行為については、なんら宗教的意義は認められないが、それは宗教を推進する効果を持つと判断されました。クラブの宗教的活動のために公金の支出がなされることになるという点を、とくに重視しまし

た。そのような活動のために公の施設が使われ、光熱費がかかり、あるいは、税金から給料をもらっている教師が指導、監督などの労働を行なうことになるし、また学校や学区の側でこうした宗教的なクラブの会計検査を行なわなければならぬ、などのことが指摘されました。さらに、宗教クラブが公認されることによって、学校の後援と保護を受けることになる。それは、取りも直さず、宗教活動の助長である。たとえば、クラブの活動に学校の権威がつけ加わりまたはそれを借りる、あるいは新聞や掲示板を利用して宣伝し、キャンパスで寄付を求めなどのことも許されることになる。また、インタングルメント・テストについては、クラブの活動に関して教師が、指導、監督し、あるいは、学校が会計検査を行ない、クラブ員の行動を監視することなどから、学生と学校当局との間にトラブルが起こってくる可能性のあること、また、一つの宗教クラブを正式承認することによって、別のセクトとの間の競争も生じそれが学生間の分裂を生むということも指摘されました。

次に、別表⑧のブランドン事件においては、授業が始まる前に、ハイスクールの学生のグループがインシヤティブをとって教室で祈禱会を開くことを、学校当局が認めることができるか、それを認めることが、政教分離の原則に違反することにならないかということが問題となりました。この事件でも、連邦の控訴裁判所で目的、効果、インタングルメントというテストが用いられました。この種の承認行為については、宗教的な意義が認められない。しかし、宗教を推進する効果は認められるとされました。その効果については、学校がこれを正式に承認することは、特定の宗教の教義もしくは信条に公認を与えることになる。また、感受性の強い生徒にとって、学校がこうした宗教活動とかわりを持つ場合、宗教を公的に支援する外観が存在することになり、参加を欲しない学生に対して、間接的なプレッシャーが加えられることにもなるということが指摘されました。インタングルメント・テストについては、スクールバスが着いてホームルームの時間が始まるまでのこととはいっても、そのような活動には、学校の監視が必要で

ある。正常な学校のスケジュールが維持されるか、安全と秩序とが保持されるか、学生参加が自発的になされ強制が行なわれないかなどについて、学校の監視行為が加わることによって学生と学校の間トラブルが起こりうるということが指摘されました。

ところで、この種の事件においては、許可や承認を求める学生の側に、一般に、言論の自由、宗教活動の自由、あるいは平等な保護の主張があり、また学校施設はいわばパブリック・フォーラムであるという考え方が見られます。ブランドン事件で、連邦の控訴裁判所は、ハイスクールの教室は、大学のキャンパスと異なり、パブリック・フォーラムとは認められないということを明確に述べております。

ところが、別表⑨の連邦最高裁が審査したカンザス州立大学の事件においては、大学のキャンパスはパブリック・フォーラムと認められるとし、そうしたパブリック・フォーラムの利用権は、すべての学生に認められるものであり、すべての学生に一般的に与えられる利益であって、それを一宗教クラブに拡大するにすぎない。したがって宗教推進の効果は、いわば付随的なものにすぎないという判断が示されました。

六 さて、締めくくりとして、曲がりなりにも分析らしいことをして、別表に並べました。数字や記号について、多少の説明を加えてみたいと思います。これまでに検討してきた事件の事実と判決の理由とを分析し、合憲性判断を直接に理由づける概念として用いられてきたものを「判断規準」とし、この規準に適合するかどうかの判断の基礎となる事実的諸要因を「認定要素」として区別しました。目的、効果、インタンダメント等のテストないし概念は、一九七一年以降主として教会系の学校に対する財政援助に関する事件で用いられるようになったものですが、別表⑥のストーン事件以来、政府の宗教活動に関する事件でも、利用されるようになってきました。「判断規準」の中でも、宗教の推進、支援に関するテストが最も重要です。たとえ宗教的な目的、意義が認められなくても、宗教活動の推進

支援となるという判断がなされると、これが決定的な意味をもつということが、判例の示すところとなっています。インタングルメント・テストは、財政援助の事件では主として効果テストと相關的に——援助が宗教的に利用されなかったための規制が有効に機能しているかを確認する過程で生じうるトラブルとの関係で——適用されたのですが、宗教活動の事件では、主に、特定の宗教活動を公的に支持することから起こりうるトラブルについて適用されます。

「効果」の中の「宗教的選択の自由の抑止」は、別表①から④までの事件において、特に宗教活動に参加を欲しないものに対するプレッシャーが推認されうるかどうかという点が実質的な問題となっていたこと、及び⑤、⑦、⑧の事件でも重視されていたことから、「規準」の中に組み入れました。

それから「認定要素」についてですが、判例がふえてきて、ようやくある程度の分析が可能となりました。先ず、国の行為の宗教の推進・支援の可能性の有る無しが認定される場合には、特にAとBとが重要性をもちます。そして、たとえば、Aのcにあたるのは⑦、⑧、⑨の事件ですが、Aのcの「受動的な容認」にすぎない場合でも、Bの客観的態様がBのbあるいはBのcにあたる⑦、⑧では、違憲の結論が出ています。それから、Aのc及びBのcにあたる⑨の事件では、Gの世俗的機関の種別のところで、高等教育機関において行なわれたということが重視されて、合憲とされています。アメリカの学者の中には、⑦、⑧、⑨の諸事件について、Aのcにあたること、そしてDのaの要素がなく、したがってHの要素がないことから、①から④の諸事件とは区別され、①から④までの事件はすべてAのaにあたり、少なくともAのbにあたり、かつDのa及びHの要素がみられるという点で区別されるべきだと主張する者があります。A、BおよびCの要素は、D以下と対比しますと、より重要な意味をもち、より上位の基準とみることができるであろうと思われる。そして、D以下は、主として世俗的機関の行為が宗教活動を支援または抑止する程度、あるいは世俗的機関の活動が阻害される程度などにかかわる諸要素ですが、これらとA、B、C

グループとの間の一特定の組み合わせだけでもって割り切ってしまうことには賛成しかねます。

次に、①と②の二つの事件における合憲、違憲の結論の相違というものは、Dのaのイすなわち宗教的活動の場が学校の内外かという形式的な点の差異によって、Eの財政援助の要素と、Hの少数者に対する圧迫という要素の有無しが判断されたことによるものです。その後のケースでは、Eの要素は時々指摘されながらも、決定的な意味をもつほど重視されてはいません。それからHの要素は、A、B、Dと相関関係にあると考えられます。政府および、その機関が、宗教的な活動にかかわりをもつときには、必然的に少数者にプレッシャーが及ぶということは、エンゲル判決が述べているところです。

Cの政府の中立性の要素について指摘しますと、アメリカにおいて国が宗教とかかわりをもつ場合宗教的少数者との関係では、ほとんど中立的ではありえないと言えます。Cの要素は、国の行為の宗教支援性を決定づけるものであり、と共に、インタンダグメントの判断の基礎ともなりうるものです。Fの宗教団体が関与しているかどうかという点とは、Cの要素の判断において、非常に重要な意味をもつと思われまます。Dの世俗的機能に対するインパクトの諸要素は、一方においては、宗教支援効果の判断においてその程度を判定するための事実要素であり、他方においてインタンダグメントの生ずる危険の程度を判定するための要素でもあります。Gについてはすでに指摘しましたが、⑦、⑧と⑨との結論を分けたのが、この要素です。しかし機械的にそうした線を引くことが出来るか、問題の残るところでありましょう。Eの財政援助、これも、宗教推進効果とインタンダグメントの判定にかかわりをもちます。

七 このように見てきますと、どのようなケースにも耐えられるような、許容されるものと許容されないものとの区別を明確に行ない、しかも、何びとをも納得させうるような、論理的で、体系的な判例法が、ここから引き出せるとも思えません。しかし、少なくともこうしたテストあるいは、ファクターに依拠して、連邦最高裁判所が、厳

格な分離主義の立場を維持してきたことはまぎれもない事実です。

道徳レベルの低下が著しいと言われる今日のアメリカにおいては、公立学校における道徳教育を望む国民が、80パーセントとも、90パーセントともいわれます。あるいは、先ほども指摘しました保守的な傾向の中で、公立学校への宗教の導入を求める動きもみられます。国と宗教の完全な分離は可能かというような疑問が提出される場合、そうした立場では、「不可能だ」という答えがあらかじめ用意されているのです。それが、公立学校に宗教を導入しようとする立場の一般的な考え方で、その場合、国と宗教とのかわりの現実というものを、実際はこうだ、こういう慣行があると、いろいろな事例を引き合いに出してきます。それに対して、最高裁判所は、完全には言いませんが、少なくとも厳格に分離されるべきであるという立場を貫いてきていると言うことができます。国と宗教との結び付きが、少数者の良心に著しい苦痛を与え、社会的、政治的な抗争と混乱とを引き起こした歴史的な経験、そうした苦い経験をふたたび繰り返さないという、非常に強い執念が、連邦最高裁判所の多数派の裁判官たちを常に支配してきたと思うのであります。

なお、本報告を骨子として、「アメリカにおける公教育と宗教——国の宗教活動の禁止法理に関する一考察——」（北九州大学法政論集、第一〇巻一、二合併号、一九八二・一一）が書かれた。説明や資料の不十分な点については、右論文を参照されたい。

国の宗教活動への関与の合憲性判断の規律及び要素

判断規準	認定要素
<p>I 目的・意義の宗教性</p> <p>II 効果(可能性)</p> <p>(1) 宗教の推進・支援</p> <p>① 宗教(教義)の教化・宣伝</p> <p>② 宗派(宗教団体)に対する支援</p> <p>③ 宗教活動に対する支援</p> <p>④ 宗教に対する公的支持</p> <p>(2) 宗教的選択の自由の抑止</p> <p>III 過度のインタングルメント(の危険性)</p> <p>(1) 行政的インタングルメント</p> <p>政府(の機関)と宗教的機関(宗教団体)との紛争又は絶着</p> <p>(2) 政治的インタングルメント</p> <p>宗教をめぐる社会的・政治的な分裂・抗争</p>	<p>[A] 政府の行為の態様</p> <p>④ 積極的要求 ⑤ 主導的関与</p> <p>③ 受動的容認</p> <p>[B] 政府の行為の意味</p> <p>④ 推進 ⑤ 援護・保護 ⑥ 干渉の外観</p> <p>[C] 政府の宗教的・イデオロギー的中立性</p> <p>④ 特定の宗派(教義)の支持</p> <p>⑤ 分派・宗派間の中立(プロテスタント内/キリスト教内)</p> <p>③ 宗教間の中立</p> <p>[D] 世俗的機能に対するインパクト</p> <p>④ 世俗的活動計画(カリキュラム・時間割・行事予定等)への宗教活動の編入</p> <p>※ 宗教活動の場(校内・校外)【イ】及び頻度【ロ】</p> <p>⑥ 世俗的活動計画の内容に対する干渉</p> <p>③ 世俗的施設における宗教的環境の形成</p> <p>④ 世俗的機関内部の宗教的分裂・紛争</p> <p>[E] 実質的な財政援助</p> <p>④ 公的施設の宗教的利用</p> <p>⑥ 公務員の宗教活動への関与</p> <p>[F] 宗教団体の関与</p> <p>[G] 世俗的機関の種別</p> <p>④ 下級(義務)教育機関 ⑤ 高等教育機関</p> <p>[H] 少数者(宗教活動への参加を欲しない者)への圧迫</p>
<p>判例① [違] II-1-i, ii</p> <p>② [合] (国民の宗教的要求に対する協調)</p> <p>③ [違] II-1-iv, II-2, III-2</p> <p>④ [違] III-1-iii, II-2</p> <p>⑤ [違] II-1-i, ii</p> <p>⑥ [違] I, II-1-iv</p> <p>⑦ [違] II-1-iii, III-1</p> <p>⑧ [違] II-1-iv, III-1</p> <p>⑨ [合] (宗教支援の効果は付随的)</p>	<p>A-b, B-a, C-b, D-a, E-a, F, G-a, H</p> <p>A-b, B-a, C-b, D-a-イ, F, G-a, H</p> <p>A-a, B-a, C-c, D-a, E-a, b, G-a, H</p> <p>A-a, B-a, C-b, D-a, E-a, b, G-a, H</p> <p>A-b, B-b, C-a, D-b, E, F, G-a, b</p> <p>A-b, B-a, C-c, D-c, E-a, b, G-a</p> <p>A-c, B-b, C-b, D-d, E-a, b, G-a, H</p> <p>A-c, B-c, C-b, D-d, E-a, G-a, H</p> <p>A-c, B-c, C-b, E-a, G-b</p>

アメリカにおける公教育と宗教

① McCollum vs. Board of Education (8:1) [1948]

② Zorach vs. Clauson (6:3) [1952]

③ Engel vs. Vitale (8:1) [1962]

④ Abington School District vs. Schempp (8:1) [1963]

⑤ Epperson vs. Arkansas (9:0) [1968]

⑥ Stone vs. Graham (5:4) [1980]

⑦ Johnson vs. Huntington Beach Union High School District [1977] (カリフォルニア州第四控訴裁判所)

⑧ Brandon vs. Board of Education [1980] (合衆14第二控訴裁判所)

⑨ Widmar vs. Vincent (7:2) [1981]

(⑦⑧以外は合衆国最高裁判所の判決)

国の宗教活動への関与の合憲性判断の規準及び要素	
判断規準	認定要素
I 目的・意義の宗教性	[A] 政府の行為の態様
II 効果(可能性)	① 積極的要求 ② 主導的関与
(1) 宗教の推進・支援	③ 受動的容認
① 宗教(教義)の教化・宣伝	[B] 政府の行為の意味
② 宗派(宗教団体)に対する支援	① 推進 ② 援護・保護 ③ 干与の外観
③ 宗教活動に対する支援	[C] 政府の宗教的・イデオロギー的中立性
④ 宗教に対する公的支持	① 特定の宗派(教義)の支持
(2) 宗教的選択の自由の抑止	② 分派・宗派間の中立(プロテスタント内/キリスト教内)
III 過度のインタングルメント(の危険性)	③ 宗教間の中立
(1) 行政的インタングルメント	[D] 世俗的機能に対するインパクト
政府(の機関)と宗教的機関(宗教団体)との紛争又は癒着	① 世俗的活動計画(カリキュラム・時間割・行事予定等)への宗教活動の編入
(2) 政治的インタングルメント	※ 宗教活動の場(校内・校外) [イ] 及び頻度 [ロ]
宗教をめぐる社会的・政治的な分裂・抗争	② 世俗的活動計画の内容に対する干渉
	③ 世俗的施設における宗教的環境の形成
	④ 世俗的機関内部の宗教的分裂・紛争
	[E] 実質的な財政援助
	① 公的施設の宗教的利用
	② 公務員の宗教活動への関与
	[F] 宗教団体の関与
	[G] 世俗的機関の種別
	① 下級(義務)教育機関 ② 高等教育機関
	[H] 少数者(宗教活動への参加を欲しない者)への圧迫
判例① [違] II-1-i, ii	A-b, B-a, C-b, D-a, E-a, F, G-a, H
② [合] (国民の宗教的要求に対する協調)	A-b, B-a, C-b, D-a-イ, F, G-a, H
③ [違] II-1-iv, II-2, III-2	A-a, B-a, C-c, D-a, E-a・b, G-a, H
④ [違] III-1-iii, II-2	A-a, B-a, C-b, D-a, E-a・b, G-a, H
⑤ [違] II-1-i, ii	A-b, B-b, C-a, D-b, E, F, G-a・b
⑥ [違] I, II-1-iv	A-b, B-a, C-c, D-c, E-a・b, G-a
⑦ [違] II-1-iii, III-1	A-c, B-b, C-b, D-d, E-a・b, G-a, H
⑧ [違] II-1-iv, III-1	A-c, B-c, C-b, D-d, E-a, G-a, H
⑨ [合] (宗教支援の効果は付随的)	A-c, B-c, C-b, E-a, G-b
① McCollum vs. Board of Education (8:1) [1948]	
② Zorach vs. Clauson (6:3) [1952]	
③ Engel vs. Vitale (8:1) [1962]	
④ Abington School District vs. Schempp (8:1) [1963]	
⑤ Epperson vs. Arkansas (9:0) [1968]	
⑥ Stone vs. Graham (5:4) [1980]	
⑦ Johnson vs. Huntington Beach Union High School District [1977] (カリフォルニア州第四控訴裁判所)	
⑧ Brandon vs. Board of Education [1980] (合衆国第二控訴裁判所)	
⑨ Widmar vs. Vincent (7:2) [1981]	
(①⑨以外は合衆国最高裁判所の判決)	